派遣元事業主の皆さまへ

人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

令和３年３月29日から情報提供機能を拡充しています。

令和３年４月１日より、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、人材サービス総合サイトについても、情報提供が必要な全ての項目について、直接入力による掲載申込みを可能としています。

マージン率等の情報提供

令和３年４月１日より、以下の①～⑧の情報について、原則としてインターネットの利用により広く関係者に情報提供することが必要となっています。

【労働者派遣法第23条第５項、労働者派遣法施行規則第18条の２第１項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第２の16】

関係者が派遣元事業主を選択しやすくなるよう、インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」の積極的な活用をお願いします。

情報提供が必要な事項・方法

「人材サービス総合サイト」より情報をご提供ください。
https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/

	情報提供が必要な事項
①	派遣労働者数
②	派遣先件数
③	派遣料金の平均額
④	派遣労働者の賃金の平均額
⑤	マージン率
⑥	労使協定の締結状況
⑦	キャリア形成支援制度に関する事項
⑧	その他の情報

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局

「人材サービス総合サイト」への掲載にあたっては、直接入力により掲載する方法の積極的な活用をお願いします。

直接入力により掲載可能な項目

☑　派遣労働者数
☑　派遣先件数
☑　派遣料金の平均額
☑　派遣労働者の賃金の平均額
☑　マージン率
☑　労使協定の締結状況
☑　キャリア形成支援制度に関する事項
☑　その他の情報

特に、
・派遣料金の平均額
・派遣労働者の賃金の平均額
・マージン率
・労使協定の締結
の直接入力をお願いします。

人材サービス総合サイト入力方法

「掲載の申込・事業共通」をクリックします。

掲載申込（事業共通）画面入力方法（例：直接入力の方法）

派遣料金の平均額

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

派遣料金の平均額について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

派遣料金の平均額と時点を入力します。

☐登録・変更あり

※派遣労働者1人1日当たりの労働者派遣に関する料金の平均額（小数点以下の端数は四捨五入）

派遣料金の平均額 ＿＿ 円 ＿＿ ＿＿ 年 ＿＿ 月時点 （半角入力）

☐登録・変更あり

◉ URL

○ PDF　参照...

派遣労働者の賃金の平均額

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

派遣労働者の賃金の平均額について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

賃金の平均額と時点を入力します。

☐登録・変更あり

※派遣労働者1人1日当たりの賃金の額の平均額（小数点以下の端数は四捨五入）

派遣労働者の賃金の平均額 ＿＿ 円 ＿＿ ＿＿ 年 ＿＿ 月時点 （半角入力）

☐登録・変更あり

◉ URL

○ PDF　参照...

マージン率

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

貴社のマージン率について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

マージン率の平均額と時点を入力します。

☐登録・変更あり

マージン率 ＝ （派遣料金の額－派遣労働者の賃金の額）／派遣料金の額×100

（記載例）24.5%（小数点以下1位未満四捨五入）

マージン率 ＿＿ % ＿＿ ＿＿ 年 ＿＿ 月時点 （半角入力）

☐登録・変更あり

◉ URL

○ PDF　参照...

労使協定締結情報

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

労使協定の締結情報について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記をご記入ください。

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する
事項に掲載したい内容について、入力します。

☐登録・変更あり

○ 労使協定を締結していない

○ 労使協定を締結している　対象となる派遣労働者の範囲 ＿＿

労使協定の有効期間の終期 ＿＿ ＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日 （半角入力）

◉ 締結情報を空欄にする

検索結果のイメージ

検索結果にマージン率等が掲載されます。

直接入力が行われている場合の検索結果（イメージ）

【問い合わせ先】　都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋　賀	需給調整事業室	077-526-8617
青　森	需給調整事業室	017-721-2000	京　都	需給調整事業課	075-241-3225
岩　手	需給調整事業室	019-604-3004	大　阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮　城	需給調整事業課	022-292-6071	兵　庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋　田	需給調整事業室	018-883-0007	奈　良	需給調整事業室	0742-88-0245
山　形	需給調整事業室	023-676-4618	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福　島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥　取	職業安定課	0857-29-1707
茨　城	需給調整事業室	029-224-6239	島　根	職業安定課	0852-20-7017
栃　木	需給調整事業室	028-610-3556	岡　山	需給調整事業室	086-801-5110
群　馬	需給調整事業室	027-210-5105	広　島	需給調整事業課	082-511-1066
埼　玉	需給調整事業課	048-600-6211	山　口	需給調整事業室	083-995-0385
千　葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳　島	需給調整事業室	088-611-5386
東　京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	香　川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛　媛	需給調整事業室	089-943-5833
新　潟	需給調整事業室	025-288-3510	高　知	職業安定課	088-885-6051
富　山	需給調整事業室	076-432-2718	福　岡	需給調整事業課	092-434-9711
石　川	需給調整事業室	076-265-4435	佐　賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福　井	需給調整事業室	0776-26-8617	長　崎	需給調整事業室	095-801-0045
山　梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊　本	需給調整事業室	096-211-1731
長　野	需給調整事業室	026-226-0864	大　分	需給調整事業室	097-535-2095
岐　阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮　崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静　岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛　知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖　縄	需給調整事業室	098-868-1637
三　重	需給調整事業室	059-226-2165			

（R4.6）